

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、年金番号の附着業務からはじまりました。ハラハラの記録で一本化するという趣旨で理解していました。当時はまだ、作業中で、このような形で問題になるような状況にあるとは思っていませんでした。
このような状況は退職後の報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

詳細を知りませんので、どのようなことを言えるかわかりません。
しかしながら、年金番号を付けることからこのように問題が顕在化したと思ひますので、当時の作業のものは意味があったと思ひます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンラインへの入力ミスや入力漏れだけでなく、改ざんされた記録などもあることから、①保有する台帳との照合を可能な限り進め、ねんきん定期便等による照会働きかけを繰り返す、②年金記録確認第三者委員会を通じて救済する、などの方策を引き続き講ずることによって、給付に結びつく年金記録の回復を粘り強く図っていくことが必要と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在任中には、年金制度成熟に伴う業務増大の中、迅速正確な年金相談・裁定、効率的小務処理を行うために急がれた基礎年金番号制度の導入に携わった。過去記録整理（給付に結びつく記録の基礎年金番号への統合）は、年金受給者は裁定時に適正になされているはずなので、被保険者について計画的に進めることにより、最終的には裁定時に対応できると思っていた。

平成19年の「5千万件の未統合記録」の報道以降に、年金受給者についても未統合記録があるという問題を認識した。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在任中は基礎年金番号の導入などに精一杯取り組んだつもりだったが、今にして思えば、取り組みが十分でなかったと反省している。

関係者のご尽力と国民の皆様の協力で年金記録問題が解決されることを願っている。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="radio"/> a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

社会保険庁 総務課長 略

1. 本アンケートは、社会保険庁の終了を控えて、意義のある企業と思いつますので、協力するのに躊躇はないのですが、一実、アンケートに回答しない方にについてその氏名を公表する措置を加えたことは、余りにセンスが悪いのではないかとうか。

気骨のある人は反撥するでしょうし、また、万一、非回答者の氏名を公表したことによって起因して、その人が第三者から、いやがらせやテロ行為を受けるような事態が発生すれば、厚生省の責任は重大です。当該文言は撤回されることを望みます。

2. 本アンケート回答に関連して、私の氏名、住所、旧官職等の個人情報の公開は、いっさいお断りします。

本アンケートに廻し、回答者である私の氏名、住所、旧官職等の個人情報の公開は、いっさいお断りします。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に既に知られているかも知れないと、

1. 社会保険庁における職員の教育が不十分であった。

根本は人材不足である。

社会保険大学校における優秀な人材の養成・雇用システムが、当初は機能していたが、その後、労組の関与によって弱体化した。等々。

2. 厚生省全体としての、企画・法令部内優先、現業部門の相対的輕視の風潮があつたとの影響があると思う。

3. 公的年金制度については、~~多く~~毎年改善が行われてが、制度の実施を担当する現業部門が、この改正の対応事務に多くの人手と予算をさかなければならなかることも、本問題発生の一因と思う。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 年金制度改革は、その時々の国民生活上の要請に応じて、政府と立法府が必ずしも要と判断して行うのであるから、改正された制度への切換え事務を現業部門が円滑に実施するためには、必要な人員、予算の手当を確保することもまた必要であると考える。

2. 年金記録等 日常の年金行政事務のチェックシステムが、十分に機能するための予算と人員を今後とも確保されるようお願いしたい。

本アンケートに肉レ、回答者である私の氏名、住所、旧官職等の個人情報の公開は、いっさいお断りします。 回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 文書による記録が戦災等によって焼失したり、水浸しになつたものがたり、会社・事業所に照会して再調査したが完全には把握できていない恐れがあることは聞いていた。
2. 現在明らかにされつつあるような問題について知つたのは、残念ながら、平成15年頃、多くの年金未納問題が報道された時からである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 質問3であげた問題については、年金裁定時に勤務経歴に照して再調査することによって補正できると考えていた。
2. 新の退職後に明らかにアコフニコトニアリでは、在職時には、認識していないからだ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題については、これまで、基礎年金番号に統合されていない5000万件の記録の解明・統合問題への対応、厚生年金保険被保険者等旧台帳に係る1466万件の問題への対応、保険料納付の資料がないが納付したとの申立てへの対応、標準報酬月額に係る不適切な訂正処理の問題への対応等として、ねんきん特別便や各種のお知らせによる記録のご確認、記録の内容に着目した解明、総務省第三者委員会による対応、年金定期便等による標準報酬月額等のご確認、8.5億件の突合に向けた年金情報総合管理・照合システムの構築等を進めてきております。また、民主党の予備的調査への対応など今後措置していく必要がある現状ですが、これまでの間、国民の皆さまからさまざまなお意見やご指摘が多数寄せられている中で、当職の知る限り、年金記録に関し「世間一般に知られていない問題」があるというように思っておりません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題への取組を開始してから2年余りが経過しているが、未統合記録でいえば昭和20年代～40年代の記録が多いこと等から、依然として解明作業が続いている状況にあります。しかし、なお行うべき課題は存在しております。具体的には、①未統合記録の解明については、ねんきん特別便や今月から送付を開始する受給者便等を含む各種のお知らせに対する回答のお願いと未回答の方々から回答を頂くこと（特に名寄せ便）、各種の記録解明作業の更なる推進（旧姓情報や払い出し簿等に基づく確認）、更に年金情報総合管理・照合システムによる突合等更なる解明の努力に注力すること、②保険料納付の資料がない方々の記録については、第三者委員会のこれまでのあっせん事例を踏まえた合理的で迅速な記録回復措置の策定・実施、③これまでの取組の検証も兼ねた各種サンプル調査による実態把握、④再裁定事務処理期間の短縮及び手続きの簡略化等です。また、①②の取組みによる解明状況をにらみつつ、一定の時点でインターネットを含む適切な情報媒体による未統合記録に関する開示（セキュリティー・プライバシーには十分配慮の上で）を行い、これと年金情報総合管理・照合システムを組み合わせての解明を引き続き粘り強く行うことが求められると考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題については、平成19年2月から6月の間に行われた国会審議等において重要な審議対象となつたことからそのような問題があることや問題自体の奥深さを知りましたが、まだその時点では5000万件の未統合記録の具体的な中身については十分な情報がなかったように承知しております。しかし、この問題についても、社会保険庁の内向きで閉鎖的で国民目線を欠いた長年にわたる問題体質が深くかかわっていることは間違いないと思うと同時に深刻な問題であり早急に手立てを講じなければならぬとの考えを持ちました。それから間もないに、人事異動により現在の職に就くこととなり、それ以降、対策のメニューづくりや具体化、それら対策の実施スケジュールや実施体制を検討・実施し、

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(8) でも述べました通り、年金記録問題については、平成19年春の国会審議等において問題の深刻さを知りましたが、その時点では5000万件の未統合記録の中身については正確な情報はありませんでした。しかし、この問題についても、社会保険庁の内向き閉鎖的な長年にわたる問題体質が深くかかわっていることは間違いないと思うと同時に早急に手立てを講じなければならないとの考えを持ちました。[REDACTED]に、人事異動により現在の職に就くこととなり、それ以降、対策のメニューづくりや具体化、対策の実施スケジュールや実施体制を検討・実施し、[REDACTED] この問題について、とりわけ5000万件の未統合記録が発生した原因等については、総務省の年金記録問題検証委員会報告書等にありますように、いくつもの要因が複合しておりますが、長期間にわたって個人個人にとって大切な記録を一つ一つ丁寧に取り扱うことの使命感が組織全体として維持できなかった体質的な問題とともに、膨大な記録を取り扱うことに伴って一定確率で不可避的に発生するヒューマンエラーを予測しこれを認知し是正するシステム的な取組みが欠けていたこと、つまりプロジェクト管理の考え方方が貫かれていなかつたことが原因と考えます。具体的には、紙台帳からパンチカード方式へ、そして磁気媒体へ、更にオンライン処理へと変遷してきた記録媒体や記録処理の方式変更時におけるファイル創生時の確認において取組が不十分であったこととともに、日頃の業務遂行についても、不可避的に発生する「ヒヤリ・ハット事例」の収集・集約とそれに基づく業務改善への努力が十分になされてこなかつたことが指摘できます。社会保険庁は平成16年7月から民間長官である村瀬長官を中心とした改革に着手し、職員の意識改革、効率性の高いな業務を目指す改革等に取組、一定程度の改善があるものと考えます。しかし、上に述べたような過去の取組不足を重要な教訓として再発防止を行う観点から、現時点で可能な限りの解明への取組を行うことはもとより、日本年金機構への移行を契機として、職員の使命感を高く保つための取組みを絶えず行うとともに、ヒューマンエラーを前提とした誤処理の迅速な把握と除去を含む業務改・業務改善、とりわけプロジェクト管理の徹底を行い、年金に対する信頼回復につないでいくことが極めて大切な課題と考えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

つ し

(質問2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- (1) 年金受給者へ年金支給の権限とよって
① 月行の月の期間
② その期間の行動地及び居住地
を明らかにすること。年金基礎として期間を定め
ても受給者は判断できない。
- (2) 受給申請をしたが本人の同意を得て
子供や同僚等はそういう事実を承認している
場合が多い。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金問題についてなかったし、たぶん、それが3年前
から以後。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

3万円位。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 Ⓐ 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点の問題状況等を十分承知していないこともあり、コメントは差し控えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中は、年金記録問題は報告等もなく、全く気が知りていませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時点で過去のことを見る場合、前提条件等の問題も関係すると思われるうえでコメントに差し控えます。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

世間一般に知られていない問題は承知していない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在講じられている方策を引き続き講じていくべき。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

調査依頼書において例示されている年金記録問題は、在職中
[REDACTED]に明らかになったものである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別相談体制の構築など与えられた予算、権限の範囲内で問題の解決に努めた。

記録の誤りは必ず生じることを前提に、正確な記録を被保険者本人に定期的に通知し、早い時点で訂正していく体制（社会保険料控除証明に添付する国民年金の納付状況やねんきん定期便など）の構築が遅れたことを反省点と考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「年金記録問題」が、終の归宿を意味するならば、いずれにせよ本人の記憶の裏面を基に調査すればいいと見えますが、既に行なっている年金記録の通知における回答を基にした調査の努力が叶わなければ見い出す。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

※印にてこれら年金記録の問題のうちコンピュータ化されて
いる現役年金者等がおり、年金収支明細書には組合
会員との説明を受けた事

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

コンピューター化された社会保険庁の記録工事統合
見本から原データと違うもので、被保険者等の記憶と
実績と端緒とすり方法が違っていたため、加入登録料の収入調
査でやむを得ずと考えた。現在、当該年金収支明細書前に
併記して記録の通知を行なうことと検討しているところ
に、この記録の通知が漏れぬようすれば、年金収支明細
書の欄間に年金記録をもつて照合可能な仕組みを考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知してない。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

これまで、考え方を実行すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1 現在年金記録問題とされている事項は、近時問題提起されたまで承認していかない。

2 なあ、職業戦闘での業務の正確、迅速、難易度が特に業務処理の基本的指針であってくには現在まで変わらぬと考える。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1 審査性を捨てた上級の高い職場環境が必须であり、そのため、いかにも [REDACTED] をもとめることで [REDACTED] 、隠匿落中を踏まえ [REDACTED] [REDACTED] に従事して職場環境へ適応化に努めた。

2 今後とも、職業高齢組織にて上級の高い職場環境の確立に努力をべきものと考える。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 地方社会保険事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長 d. 地方社会保険事務局次長又は課長 e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録回復の救済基準の大綱を緩和
また、二のようを調査せよさら、今後の参考のために
年金記録の事務リストの処理、記録の取扱い
について、通知で指示された通りの事務処理を行ったかどうか、行われていなかったとすれば
なぜ実行できなかつたのか、当時の実態を知りうる
関係者に質してみるとことは真相の解明に役立つ
のである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金給付の裁定請求時に、疗の保有する記録と空合せ相違があるは直すという認識

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

そつ時々の記録の管理が正確厳格に行われていなかったが年金計算の管理の前段になるといつ厳密を守れない欠けていたのが反省の余地がある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	退職者
所属	本 庁
経験官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>a. 本府部長級以上</p> <p>b. 本府課長・室長・企画官級以上</p> <p>c. 地方社会保険事務局長</p> <p>*平成11年度までは各都道府県保険課長・国民年金課長</p> <p>d. 地方社会保険事務局次長又は課長</p> <p>e. 社会保険事務所長</p>

(注) 「経験官職」欄は、社会保険庁在職中において、あなたが就いていた官職に該当するものに○を付けてください。